

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令 について

1.趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令を制定するもの。

2.概要

(1) 障害者を雇用する事業主の範囲の設定

法における「使用者」とは、障害者を雇用する事業主のほか、当該障害者が派遣労働者である場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含むとされている。（法第 2 条第 5 項）

これを受け、船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）における船員派遣を受け入れる事業主を規定することとする。

(2) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）の一部改正

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格事由及び取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に法を加えることとする。

(3) その他所要の整備を行うこととする。

3.施行日

平成 24 年 10 月 1 日